

返戻金制度

弊社の紹介により求人者が採用した人材(以下「対象者」という)が求人者に入社する前または入社した後、明らかに対象者本人の責により解雇に該当した場合、または対象者本人の都合により入社後に退職した場合、弊社は対象者に関して受領した紹介手数料のうち、次の金額を求人者に返還するものとする。なお、求人者の責による退職、解雇もしくは対象者の死亡など不測の事態による退職の場合、本条は適用されない。

1. 対象者が1ヶ月未満で退職した場合：紹介手数料の80%を返金する。
2. 対象者が3ヶ月未満で退職した場合：紹介手数料の50%を返金する。
3. 対象者が3ヶ月以上6ヶ月未満の場合：紹介手数料の30%を返金する。
4. 対象者が6ヶ月以上就業した場合：返金なし